就学援助申請書

(宛先) 筑紫野市教育委員会

T仰	令和	年度の就学援助を受けたいので、	必要書類を添えて申請いたします。
----	----	-----------------	------------------

支給が学校経由となっても異存ありません。不足が生じた場合は速やかに支払います。

5. 就学援助費の過誤受領等の場合は、教育委員会の指示に従って就学援助費を返納します。

<u> </u>						(太ワクのみ記入してください) 年 月 日						申請	
世 帯 の 状 況(児童・生徒本人を含む)						保護者	フリガナ						
家族の氏名	続柄	年齢	生年月日	職 業 学校名・学年 (就学又は就学予定)		民 税 額は記入しないでください)	氏 名	- -					
	世帯主 「所得割						住 所	筑紫野市		(電話番 (携帯番号 アパート名等	_)
					所得割			月以降に転入され ご記入ください。	筑紫野市以外の 受けた	の市町村で就学技 ・		ていない	`
					所得割		1. 生活保	申 請 理 発護の廃止・停止を受	由(該当事項を けたが、なお経済				
					所得割		※生活保護(教育扶助) 年 月 日 廃止・停止 2. 市民税が非課税とされ、又は減免の適用を受けている。 3. 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受けている。(<u>※証書の写しを添付の</u> 4. その他の事情により、生活状態が悪く困っている。						
					所得割								<u>こと</u>)
					所得割		(※4該当	4の方は、現在の生活	状況等を具体的に	に記入してくだる	えい)		
					所得割								
委任事項 . 私は、筑紫野市立学校児童生徒就学援助規則に基づく就学援助費の請求に関する一切の権限を筑紫野市教育委員会学校教育課長を代理人と定め委任します。 . 私は、就学援助費の支給が学校経由と決定された場合は、筑紫野市立学校児童生徒就学援助規則に基づく就学援助費の受領に関する一切の権限を児童生徒が在籍する小・中学校長を代理人と定め委任します。 . 私は、上記の事項について支給月から合和年3月31日まで委任します。													
						触機関名	支 店	名		金番 号			
					福岡銀行• 筑紫農協•	西日本シティ銀行 ()		支店 出張所					
					口座名義(カタカナ)								
私は、筑紫野市が行う就学援助に関して、次のように誓約します。 なお、下記事項について違反した場合は、教育委員会の処置に従います。 記 . 就学援助申請書の記入事項は、事実に相違ありません。 . 就学援助申請書の記入事項及び市民税額等を教育委員会で調査確認することを了承します。 . 就学援助申請書の記入事項に変動が生じた場合は、速やかに届出ます。					証明書 ある場 ※所得の ただし、 ※ <u>保護者</u> してく	日現在に住民登録だを受領し、添付して合は、添付不要できましていない。 大名(上段)とログでさい。	てください。(け。) 人は、認定でき は、申告は不要 <mark></mark> 至名義人(下段)	の市町村より市 1月1日時点で ません。 です。) は一致する』	·筑紫野市		登録が		
						-		<u>ださい。</u> ら振込先を変更する	る場合は、教育	委員会にて	\		_

手続きが必要となります。